

【第12期】
第1回 長野県生涯学習審議会 次第

日時 令和3年9月7日（火）
午後1時30分から午後3時30分まで
【オンライン開催】

- 1 開会

- 2 教育長あいさつ

- 3 委員自己紹介

- 4 会長選出

- 5 会議事項
 - (1) 審議の進め方

 - (2) 意見交換（生涯学習に係る現状と課題）

 - (3) その他

- 6 閉会

長野県生涯学習審議会（第12期） 審議の進め方（案）

文化財・生涯学習課

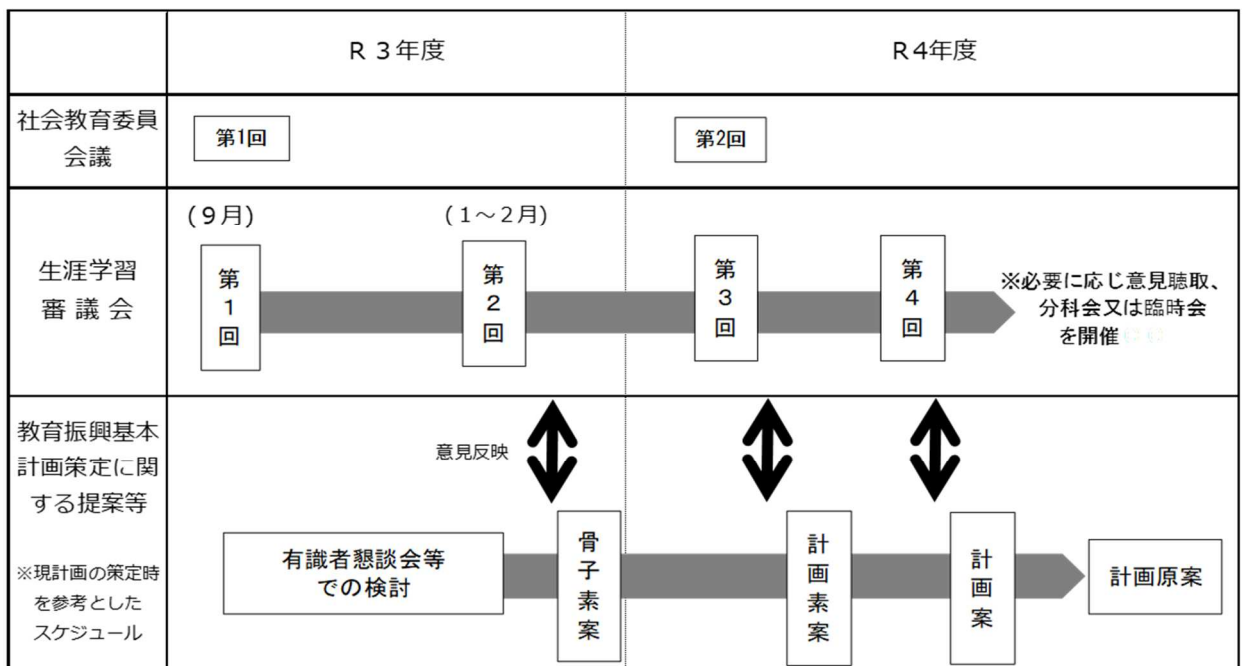
1 審議事項

- 近年の社会の変化を踏まえた本県の生涯学習・社会教育の振興の基本的な方向性や具体的な施策について提言をいただく。
- 今後策定予定の次期長野県教育振興基本計画をはじめとする各種計画にご意見をいただく。

※参考（生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律）

- ・教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。（法第11条の2）
- ・前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。（法第11条の3）

2 スケジュール



3 審議の進め方

【第1回】課題の提起

- ①各委員の生涯学習に関わる実践や課題意識の共有
- ②意見交換

【第2回】基本的な方向性

【第3回】重点的な施策・教育振興基本計画への意見

【第4回】提言（案）とりまとめ・教育振興基本計画への意見

生涯学習審議会委員

役割	県の教育委員会及び知事部局が行っている各種の生涯学習関連施策の総合的な推進について建議、調査審議を行う。
構成	○合議体として職務を行う。 ○生涯学習に関する施策の総合的な推進について調査、審議するため、様々な視点からの意見が必要なことから、教育関係者のみならず、幅広い分野から委員が選任される。

